三原市立大和中学校いじめ防止基本方針

令和７年４月１日

１　はじめに

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第１３条に基づき、本校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、いじめ防止等を実施する目的で策定した。（平成 27 年度１月策定）

> 第 13 条　学校いじめ防止基本方針
>
> 学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

２　いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第２条を踏まえ、次の通り定義する。

> 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

> ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
> ○仲間はずれ、集団による無視をされる
> ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
> ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
> ○金品をたかられる
> ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
> ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
> ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等
>
> 文部科学省「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、警察と連携した対応を取ることが必要であると考えている。

３　いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、その特質を理解する必要がある。本校では、いじめ問題の基本認識を次のように定義する。

① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
② いじめは、人権侵害であり、人として許されない行為である。
③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は過ちである。
⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは、家庭教育の在り方にも大きく関わりをもっている。
⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

４　いじめ防止についての基本的な方向

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を創造するため、本校教職員および関係者の共通認識と理解・実施の徹底を図る。

（１）いじめの防止

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学校風土づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。「道徳の時間」には、命の大切さについての指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導を行う。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担しているということを知らしめる。

（２）いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる必要がある。また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携をして情報の収集にあたる。

（３）いじめへの対処

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。いじめ問題を発見した時には、学級担任が一人で抱え込むことなく、校長の指導のもと、組織として対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。情報収集を綿密に行い、複数での事実確認をしたうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる生徒にも、傍観はいじめていることと同様であるということを指導する。また、学校内だけでなく、スクールカウンセラーや教育委員会等との連携を取りながら、指導にあたる。

（４）地域や家庭との連携について

いじめ問題が発生した時には、家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、指導に活かす。

（５）関係機関との連携について

関係機関との連携を行い、校内だけで問題解決したということにしない。また、学校や家庭には話せないという状況があれば、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

５　組織の設置について

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための、予防的・開発的な取組をあらゆる教育活動において展開することが求められる。そこで、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したメンバーによる、いじめ問題に特化した「いじめ防止委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や実態に応じた取組を行う。

（１）いじめ防止委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(等)、保健主事（養護教諭）、特別支援コーディネーターを中心に、当該学級担任、スクールカウンセラーをメンバーとして設置する。なお、メンバーは必要に応じて柔軟に対応するものとする。

（２）組織図

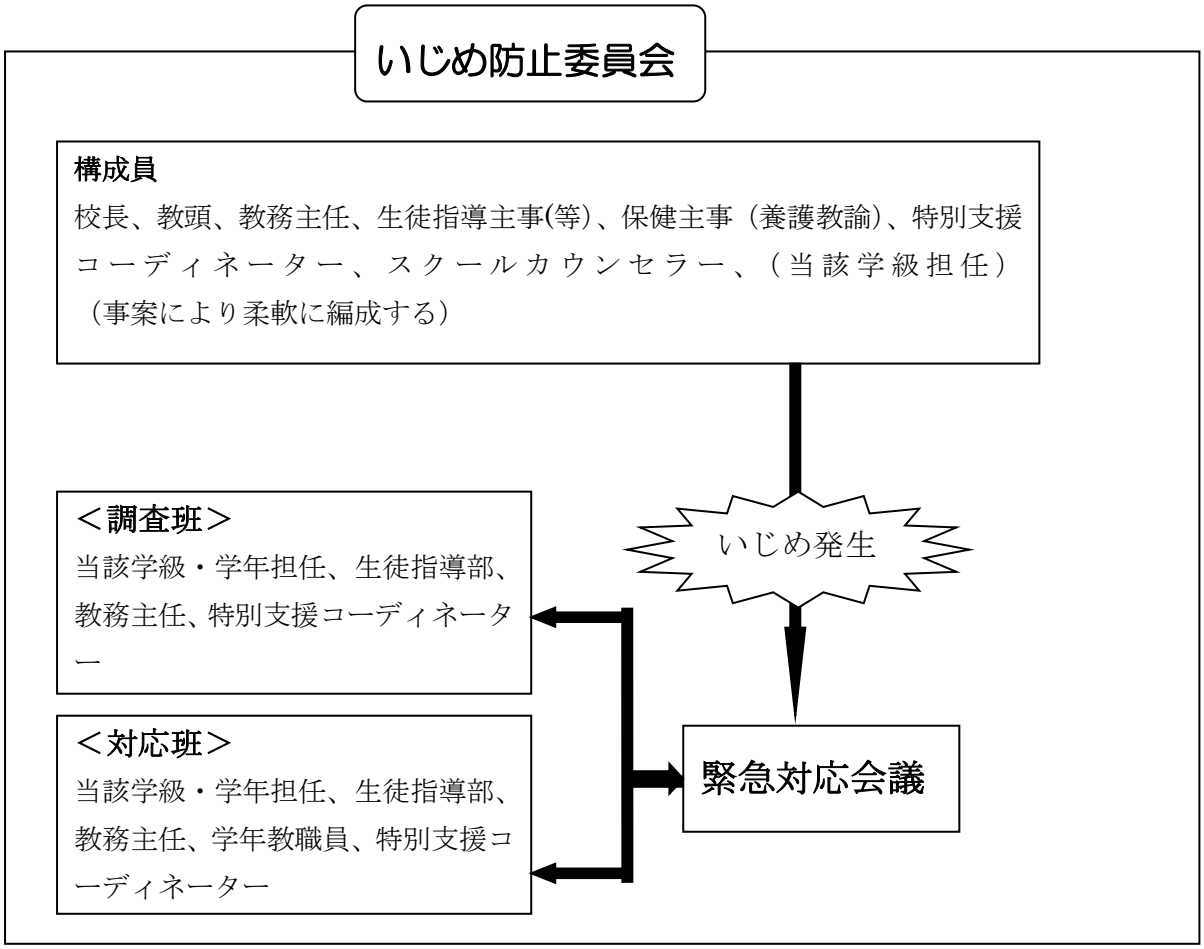

※　いじめ事案の発生時には、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班と対応班を編成し、対応する。

※　いじめ防止委員会での内容や事案に応じての対応については、職員朝会等で報告し、周知徹底させる。

校務運営組織図

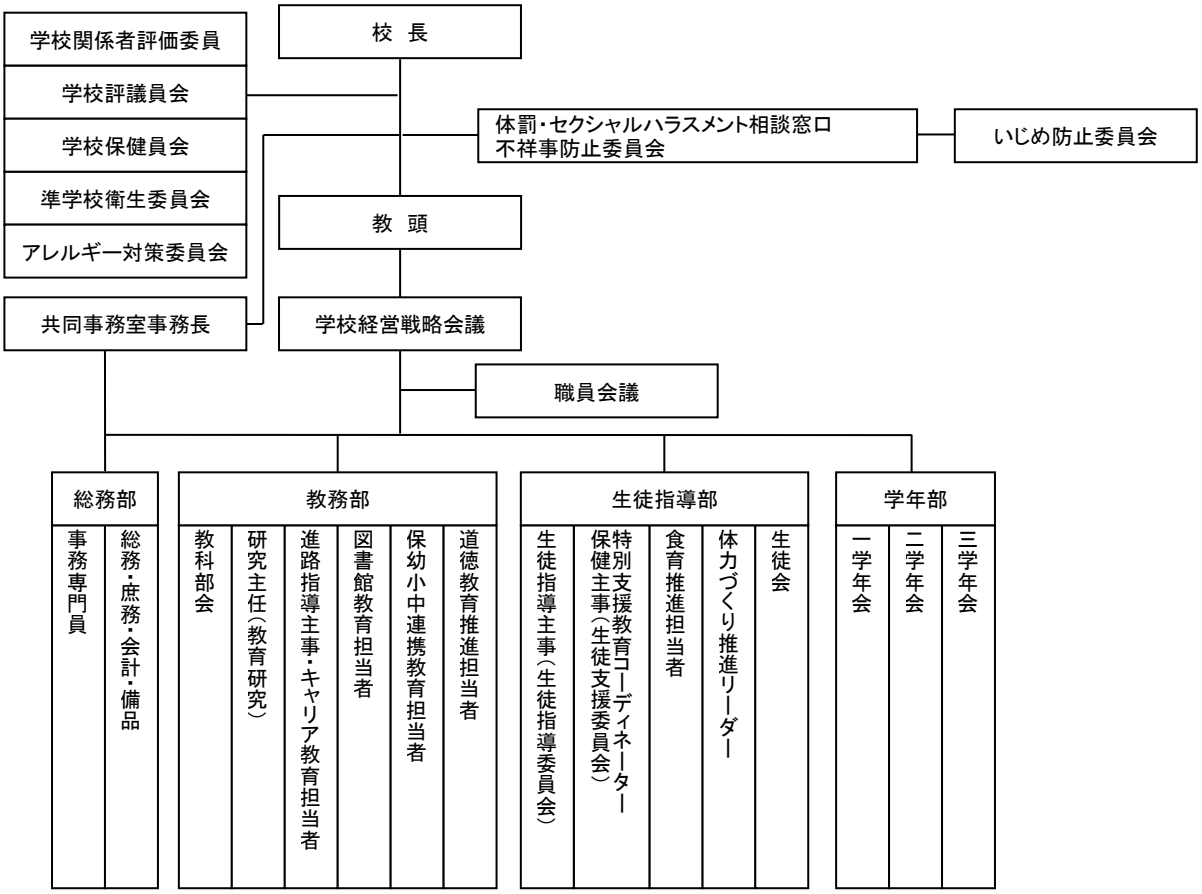

※いじめ防止委員会は，校外の専門家が加わる場合があるので，各種委員会から独立させている。

（３）指導体制チェックポイント

①　いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」に組織的に取り組んでいるか。

②　いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修等の場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。

③　いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応しているか。

６　実施体制について

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「教育相談委員会」の際、必要に応じて「いじめ防止委員会」の場として活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

７　いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

（１）　いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
（２）　いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
（３）　いじめ防止等に係る関係機関連携
（４）　いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする取組の年間計画
（５）　いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
（６）　いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
（７）　いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
（８）　重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
（９）　必要に応じた心理等外部専門家の招聘

８　いじめ防止についての具体的な取組内容

（１）未然防止のための取組

生徒に関わること

①　世の中には色々な考えをもっている人がいることを理解させる。
（道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間）

②　学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。

③　生命尊重の心を育てる道徳教育の充実を図る。
ペア活動、バースデーカードの取組など人権教育の充実を図る。

④　正しい判断力と行動力(自己指導能力）を身につけさせる。
（道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間）

⑤　進んで奉仕活動(ボランティア活動）に取り組ませる。

保護者に関わること（ＰＴＡ活動や学級通信・学校便りを通じての啓発・広報）

①　自分のものや他人の物を大切に扱うように育てる。

②　携帯電話やインターネットを使うときのルール作りをする。

③　友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日ごろから子どもに伝える。

④　地域での様々な活動や体験を通して、地球社会の一員としての自覚を育む。

（２）早期発見の取組

生徒に関わること

① 生徒が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけ、話を聞く。

② 個人面談やアンケートを実施したり（学期に１回)、休み時間や放課後等を利用したりして、生徒から情報の収集を行う。

③ いじめ相談窓口の設置と周知を行う。

④ 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等へのいたずらがあったら直ちに対応し、原因を明らかにする。(毎月１日の安全点検日に点検)

保護者に関わること

① 日ごろから子どもの持ち物に気を配り、無くなったり増えたりしていないか観察する。

② 服装の汚れや乱れに気を配る。

③ 子どもとの会話をできるだけ多くする。

（３）重大事態への対処について

生命・心身または財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処行う。

ア「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

一　いじめにより学校に在籍する生徒の生命､心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合　等）

二　いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間３０日を目安とし，一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手する。）

① 重大事態が発生した旨を、三原市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（緊急いじめ対策委員会）を設置する。

③ 緊急いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

⑤ 事案によっては、マスコミ対応も必要となる場合もある。その時には、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

（４）説明責任の実行

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

②全校保護者への対応

③マスコミへの対応

（５）再発防止への取組

①教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘

②問題の背景・課題の整理、教訓化

③取組の見直し、改善策の検討・策定

④改善策の実施

９　取組の検証と実施計画等の見直しについて

（１）いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

（２）いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。